

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

1. 調 達 内 容

- (1) 調達物品及び数量 自動精密切断機 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年10月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望金額を加算し、その入札者事業の110分の100に相当する金額とする）を、その入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）

① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 095-860-1626
FAX 095-850-7767

② 郵送による交付
封書に「自動精密切断機入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付
任意書式に「自動精密切断機入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和6年7月23日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質問を行うこと。当日までの質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、

同様に対応する。
 ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 応札仕様書に関する事項

- (1) 応札仕様書等 競争参加者は、本物品を納入できることを証明する応札仕様書等を提出しなければならない。
 入札説明書による。
- (2) 提出場所 3. ①に同じ。
- (3) 提出期限 令和6年7月29日 12時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和6年8月5日 14時00分
 長崎県長崎市多良町1551-8
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 長崎庁舎 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和6年8月5日 12時00分
 3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちいて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 自動精密切断機
2. 数量 1 式
3. 仕様 以下の仕様を満たすこと。
 - ① 卓上型で、寸法は 500 mm 幅未満であること。
 - ② 最大で 30 mm 径の試料（珉石包埋したエポキシ樹脂）を薄切するため、同サイズの試料を保持する取り付けホルダを有し、その切断が可能な切断砥石が使用可能であること。
 - ③ 切断厚が 0.1 mm 間隔、切断位置を最大で 25 mm 幅程度、調整可能であること。
 - ④ 切断砥石の回転速度は可変型で 300 rpm 以上に対応していること。
 - ⑤ 動作時に回転部（切断砥石）を完全に覆う安全カバーを有すること、また非常停止装置あるいは安全カバーの開放時には、切断砥石の回転が直ちに停止する（作動しない）機能を有すること。
4. 納入場所 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
5. 納入期限 令和 6 年 1 0 月 3 1 日
6. その他
 - (1) 当該装置の搬送・搬入については、請負業者の負担により実施すること。
 - (2) 担当職員に対して取扱説明を行うこと。
 - (3) 当該装置の取扱説明書を 1 部添付すること。
 - (4) 当該装置の納入後 1 年間以内に請負業者の責に帰すべき事由による欠陥および不具合が生じた場合は、請負業者の責任において当該物品の交換又は補修を行うこと。
 - (5) その他、詳細については担当職員に従うこと。